

新発田市防犯カメラ管理運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新発田市防犯カメラ設置補助金により設置する防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）のプライバシーの保護に配慮した適正な設置、管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用)

第2条 防犯カメラの設置者及び管理運用する者（以下「設置者等」という。）は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、防犯カメラの設置目的以外に防犯カメラを利用してはならない。

(設置及び表示)

第3条 防犯カメラの設置及び表示については、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 撮影対象は、通学路や不特定多数の者が利用する道路、公園等の公共空間とし、特定の個人及び建物等を継続して撮影することがないように配慮すること。
- (2) 設置場所付近の見えやすい場所に、防犯カメラが設置されている旨を表示すること。
- (3) 前号に規定する表示内容は、別表に定める項目とすること。

(設置場所の所有者の同意等)

第4条 防犯カメラの設置者等は、当該設置場所の所有者（所有者以外に当該設置場所を使用する権利を有する者がいる場合にあつては、当該使用する権利を有する者を含み、設置場所が公園等の公共施設である場合は、当該公共施設の管理者をいう。）の合意又は許可を得なければならない。

2 防犯カメラの設置について、道路交通法等の法令に基づく許可が必要である場合は、当該許可を受けなければならない。

(管理及び運用)

第5条 防犯カメラの設置者等は、当該カメラの管理及び運用について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人のプライバシーに配慮した管理及び運用を行うこと。

- (2) 防犯カメラの適切な維持管理を行うこと。
- (3) 防犯カメラの管理責任者及び操作取扱者（以下「管理責任者等」という。）を指定すること。
- (4) 防犯カメラにより撮影された画像（以下「画像」という。）及び画像を記録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）の適正な管理を行うとともに、外部への漏えい等を防止するための所要の対策を講ずること。
- (5) 防犯カメラの設置、管理及び運用に関する問合せや苦情（以下「問合せ等」という。）、事故があった際は、防犯カメラの設置者の責任において、速やかに対応、処理すること。
- (6) 設置場所の所有者等の事情により、移設等の必要が生じた場合は、設置時における所有者等との合意事項に基づき適切に対応すること。

（管理責任者等の責務）

第6条 管理責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理及び運用を行わなければならない。

- 2 操作取扱者は、管理責任者の指揮監督の下以外で防犯カメラの操作及び画像の視聴を行ってはならない。
- 3 防犯カメラの操作及び画像の視聴は、管理責任者等以外が行うことはできない。ただし、管理責任者の了解を得た場合は、この限りでない。

（画像及び記録媒体の管理）

第7条 画像及び記録媒体の管理については、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 画像の保存期間は、7日間以上30日間以内であること。
- (2) 保存期間を経過した画像は、速やかに消去すること。
- (3) 画像及び記録媒体の取り扱いは、管理責任者等以外の者が行わないこと。

（秘密の保持）

第8条 設置者等は、画像及び画像から知り得た個人に関する情報をむやみに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。設置者等でなくなった後においても、同様とする。

（画像提供の制限）

第9条 第三者への画像提供は、禁止する。ただし、次の各号のいずれかに該

当する場合において、管理責任者は、提供の必要性を十分に考慮したうえで提供することができる。

- (1) 法令に基づく照会があった場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急の必要がある場合
- (3) 捜査機関から犯罪捜査利用目的のため、提供を求められた場合
- (4) 本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合

2 前項ただし書において画像を提供した場合は、次の各号に定める事項を記録保存しておかなければならない。

- (1) 提供日時
- (2) 提供先
- (3) 提供期間
- (4) 提供目的
- (5) 提供データの期間
- (6) 提供の条件
- (7)その他の事項

(管理運用規程の作成)

第 10 条 防犯カメラの設置者は、本要領に基づき、次に掲げる事項を規定した防犯カメラ管理運用規程を作成しなければならない。

- (1) 趣旨
- (2) 設置場所及び撮影範囲
- (3) 設置者
- (4) 管理及び運用
- (5) 管理責任者及び操作取扱者の責務
- (6) 画像の保存期間、消去
- (7) 画像提供の制限
- (8) 問合せ等の対応
- (9) その他

(報告及び是正措置)

第 11 条 市長は、防犯カメラの設置者に対して、必要に応じて管理運用状況等について報告を求めることができる。

2 防犯カメラの設置者は、前項の規定により報告を求められたときは、遅滞なく報告を行わなければならない。

3 市長は、防犯カメラの管理及び運用が本要領の規定に違反すると認めるときは、防犯カメラ設置者に対し、是正するために必要な措置を命ずることができるものとする。

（業務委託に伴う措置）

第12条 防犯カメラの設置者は、防犯カメラの設置や保守点検等の業務を委託しようとするときは、本要領の遵守を委託条件にする等、適正な設置、管理及び運用のための必要な措置を講じなければならない。

附 則

この要領は、平成28年5月25日から施行し、平成28年4月1日から実施した。

別表（第３条関係）

表示内容	防犯カメラ作動中
	設置者の名称
	新発田市防犯カメラ設置補助事業

（縦向きの場合） 縦 6 0 cm × 横 2 0 cm 程度を目安



（横向きの場合） 縦 2 0 cm × 横 6 0 cm 程度を目安

